平成２５年（フ）第９４５号
東京都町田市相原町369番地46
債務者　川上　信行（旧姓石黒）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　周
4　破産債権の届出期間　平成25年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４４６号
兵庫県姫路市東雲町５丁目11番地５パレス東雲一番館401号
債務者　島川　　亮
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　敬介
4　破産債権の届出期間　平成25年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月30日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３１９号
高知県香南市夜須町坪井523番地５
債務者　清藤　高司
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０６号
香川県仲多度郡多度津町京町11番２号
債務者　池上恭子こと　池上　福江
1　決定年月日時　平成25年11月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　哲男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月10日午後１時５分
5　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第４０５号
兵庫県川辺郡猪名川町槻並字久保ノ奥20番地
債務者　蔵本　忠男
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
兵庫県伊丹市中野西１丁目147番地　市住天神川３－２号、前住所兵庫県伊丹市中野西１丁目75番地　市住天神川第２　３－９号
債務者　森　　康隆
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
岡山市南区東畦38番地７
債務者　河原　昭二
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松　孝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７０号
北九州市小倉南区八幡町24番９号
債務者　内田　晴久
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　美祢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４１７号
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓275番地６ハピネスライフ103号、住民票上の住所山口県下関市横野町１丁目６番９号
債務者　石塚　秀孝
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安東　正美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５３０号
北九州市小倉北区黒住町８番７号
債務者　柿本　静作
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一柳　俊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月30日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３１４号
沖縄県那覇市字国場285番地　大嶺アパート102
債務者　儀間　　武
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　考人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５７８号
北九州市門司区旧門司２丁目13番２―41号、住民票上の住所北九州市門司区大里本町２丁目９番２号　202
債務者　和知　陽介
1　決定年月日時　平成25年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５７９号
山口県下関市豊浦町豊洋台２丁目４－７、住民票上の住所北九州市門司区大里本町２丁目９番２号　202
債務者　和知　由香
1　決定年月日時　平成25年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月30日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４２５号
兵庫県姫路市伊伝居526－５、住民票上の住所兵庫県姫路市緑台２丁目19番18号
債務者　光岡　雅春
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２７９号
函館市尾札部町784番地
債務者　能戸ムツ子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２８０号
函館市尾札部町784番地
債務者　能戸　一寛
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３０９号
函館市湯川町３丁目11番３号
債務者　米塚　壽生
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
函館地方裁判所